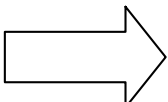
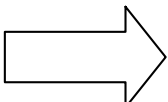
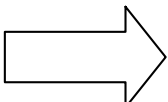


件名	愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例																																		
主管課	産業創出課(技術企画室)																																		
根拠法令等																																			
【改正の概要】																																			
<p>1 工業系試験研究機関の再編に伴う一部改正</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 工業技術センター 繊維産業試験場 紙産業研究センター 窯業試験場 建設研究所 題名改正 「愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例」 </td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 産業技術研究所 企画管理部 技術開発部 食品産業技術センター 繊維産業技術センター 紙産業技術センター 窯業技術センター 建設技術センター </td> </tr> </table> <p>「愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例」</p>				工業技術センター 繊維産業試験場 紙産業研究センター 窯業試験場 建設研究所 題名改正 「愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例」		産業技術研究所 企画管理部 技術開発部 食品産業技術センター 繊維産業技術センター 紙産業技術センター 窯業技術センター 建設技術センター																													
工業技術センター 繊維産業試験場 紙産業研究センター 窯業試験場 建設研究所 題名改正 「愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例」		産業技術研究所 企画管理部 技術開発部 食品産業技術センター 繊維産業技術センター 紙産業技術センター 窯業技術センター 建設技術センター																																	
<p>2 機器の新設、更新等に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度に新設又は更新した機器に関する使用料等の額の設定又は改定 ・ 耐用年数の経過等により廃棄した機器の項目の削除 ・ 統合される建設研究所が保有する機器についての使用料設定 																																			
<p>3 県外事業者に対する料金設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入の増加を図るとともに、県税負担をしていない県外事業者との差別化を図るため、県外事業者に係る使用料等の額を規定の金額の2倍とする規定の追加 																																			
施行日	平成20年4月1日																																		
【その他参考事項】																																			
<p>1 使用料の上限額の改正等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">機械金属用機器</td> <td style="width: 15%;">2,540円</td> <td style="width: 15%;">1,630円</td> <td style="width: 45%;">(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>電子用機器</td> <td>1,220円</td> <td>1,120円</td> <td>(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>化学用機器</td> <td>2,240円</td> <td>1,520円</td> <td>(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>木竹加工用機器</td> <td>500円</td> <td>削除</td> <td>(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>窯業用機器</td> <td>500円</td> <td>1,680円</td> <td>(機器の新設に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>染織用機器</td> <td>810円</td> <td>730円</td> <td>(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>物理試験用機器</td> <td>1,420円</td> <td>1,470円</td> <td>(機器の新設に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>土木用機器</td> <td></td> <td>420円</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>				機械金属用機器	2,540円	1,630円	(機器の廃止に伴うもの)	電子用機器	1,220円	1,120円	(機器の廃止に伴うもの)	化学用機器	2,240円	1,520円	(機器の廃止に伴うもの)	木竹加工用機器	500円	削除	(機器の廃止に伴うもの)	窯業用機器	500円	1,680円	(機器の新設に伴うもの)	染織用機器	810円	730円	(機器の廃止に伴うもの)	物理試験用機器	1,420円	1,470円	(機器の新設に伴うもの)	土木用機器		420円	(新設)
機械金属用機器	2,540円	1,630円	(機器の廃止に伴うもの)																																
電子用機器	1,220円	1,120円	(機器の廃止に伴うもの)																																
化学用機器	2,240円	1,520円	(機器の廃止に伴うもの)																																
木竹加工用機器	500円	削除	(機器の廃止に伴うもの)																																
窯業用機器	500円	1,680円	(機器の新設に伴うもの)																																
染織用機器	810円	730円	(機器の廃止に伴うもの)																																
物理試験用機器	1,420円	1,470円	(機器の新設に伴うもの)																																
土木用機器		420円	(新設)																																
<p>2 手数料の上限額の改正等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">木工品等設計</td> <td style="width: 15%;">17,020円</td> <td style="width: 15%;">削除</td> <td style="width: 45%;">(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> <tr> <td>試験(紙産業)</td> <td>3,770円</td> <td>3,560円</td> <td>(機器の廃止に伴うもの)</td> </tr> </table>				木工品等設計	17,020円	削除	(機器の廃止に伴うもの)	試験(紙産業)	3,770円	3,560円	(機器の廃止に伴うもの)																								
木工品等設計	17,020円	削除	(機器の廃止に伴うもの)																																
試験(紙産業)	3,770円	3,560円	(機器の廃止に伴うもの)																																